

中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要領

平成10年8月24日付10構改D第 245号
最終改正 令和5年4月3日付4農振 第3421号

農村振興局長

第1 趣旨

中山間ふるさと・水と土保全推進事業（以下「棚田基金事業」という。）の実施については、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱（平成10年8月24日付け10構改D第244号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の内容等

1 要綱の第3の1の(2)の「農村振興局長が定めるところ」とは、次のとおりとする。

(1) 事業実施年度において、要綱第3の1の(1)により当該都道府県が造成した基金の運用によって生ずる果実（以下「運用益」という。）として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の5%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合にあっては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた額を上限として基金元本の一部を、棚田基金事業の実施に係る経費に充てることができるものとする。

(2) (1)の場合以外であって、前年度元本が、要綱第3の1の(1)により前年度末までに当該都道府県が基金の造成に要した経費の合計額（以下「造成総額」という。）を下回る場合にあっては、運用益予定額から平準化運用基準額を差し引いた金額（以下「余裕額」という。）を下限として、運用益の一部を基金の造成に充てるものとする。ただし、これによる造成後の基金元本の額が造成総額を上回ると見込まれる場合には、造成総額から前年度元本を差し引いた額を持って余裕額とすることができるものとする。

2 要綱第3の1の(3)の「基金の管理」については、要綱第3の1の(1)により造成した基金と中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間ふるさと・水と土保全対策事業の実施に係る経費に充てるために都道府県が造成した基金について、経理を区分して運用及び活用を行う場合に、都道府県において一つの基金として管理することができるものとする。

3 要綱第3の2の「棚田地域等」とは、山腹・丘陵や台地地帯の縁辺、狭隘な谷底地、小扇状地及び山麓の崩壊地などで、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域とする。

- 4 要綱第3の2の(3)に掲げる保全活動支援事業については以下により実施するものとする。
- (1) 保全活動支援事業の支援の対象とする住民組織（以下「支援対象組織」という。）は、農地や土地改良施設（以下「農地等」という。）の保全・利活用に係る活動（以下「保全活動」という。）を実施する組織で、農業者、地域住民もしくは保全活動に参加するボランティア等を主たる構成員とし、保全活動を継続的に実施することが可能と認められる組織とする。
 - (2) 土地改良区等の管理区域において実施する住民組織による保全活動は当該土地改良区等との連携を図るものとする。
 - (3) 要綱第3の2の(3)の「保全活動に要した経費等」とは、定期的に実施される農地等の有する公益的機能の良好な発揮に資する保全活動に支援対象組織が要した資機材費、燃料費等の経費及び構成員が提供した労働力とする。
 - (4) 支援を受けようとする支援対象組織は、組織の活動等を定めた協定書等（以下「集落協定」という。）を添付して、事業の対象となる活動を行う年度（以下「活動年度」という。）の前年度の3月末日までに市町村長に登録申請の要請を行うものとする。

なお、集落協定には次に掲げる事項を含むものとする。

 - ア 組織の代表者
 - イ 組織構成員
 - ウ 組織の運営
 - エ 組織の保全活動に係る農地等の位置・範囲及び権利関係
 - オ 市町村の定めた農地等の保全・利活用の促進のための方針等（以下「方針等」という。）に沿って、一定期間にわたり耕作放棄地の解消・防止と農地等の適正な保全・利活用のために行う活動内容に関する事項
 - カ 活動年度における活動計画
 - (5) (4)のオの「方針等」については、農地等が有する多面的な公益的機能の維持・増進のため、これらの農地等の保全・利活用の促進が必要な地域について、その範囲、農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画との関係等が明らかにされているものとする。
 - (6) 支援対象組織から登録申請の要請を受けた市町村長は、方針等との整合等を確認のうえ集落協定を添付して、活動年度の4月末日までに都道府県知事に登録申請を行うものとする。
 - (7) 都道府県知事は(6)による登録申請を受けた場合、当該集落協定の内容が持続的な農地等の保全・利活用に資するものであり、当該助成対象組織がこれを適正に実施できると認められる場合には、これを登録し、その旨を市町村長に通知するものとする。また、登録の通知を受けた市町村長は、支援対象組織に登録の決定を通知するものとする。

- (8) (7)により登録された支援対象組織は、当該集落協定に基づき活動年度に実施した活動について、その活動成果に関する報告書（以下「活動報告書」という。）を添付し、活動年度の次年度の4月末日までに市町村長に助成金交付申請の要請を行うことができるものとする。
- (9) 支援対象組織から助成金交付申請の要請を受けた市町村長は、活動報告書の内容及び集落協定との整合について確認のうえ、適当と認められる場合にはその活動報告書を添付し、5月末日までに都道府県知事に助成金の交付申請を行うものとする。
- (10) 都道府県知事は、(9)による交付申請を受けた場合、支援対象組織が登録を受けて実施した活動成果に関する報告の内容を確認のうえ、適当と認められる場合には、支援対象組織に対し助成を行うことができるものとする。交付を決定した場合には、その旨を市町村長に通知するものとする。また、交付の決定の通知を受けた市町村長は、支援対象組織に交付の決定を通知するものとする。
- (11) 保全活動支援事業の実施に係る経費（以下「支援事業費」という。）については、以下のとおりとする
- ア 毎年度の支援事業費は、都道府県又は都道府県から保全活動支援事業の業務の委託を受けた者が保全活動支援事業の趣旨に賛同する者から集めた資金を住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成に充てる額（以下「基準額」という。）を上限の額とする。ただし、基準額が前年度元本の1%の額を下回る場合は、前年度元本の1%の額を基準額とすることができるものとする。
- イ 決算において支援事業費がアにより定まる上限の額を下回った場合にあっては、上限の額から支援事業費を差し引いた額と翌年度の基準額の合計を翌年度の支援事業費の上限の額とすることができるものとする。
- (12) 都道府県は、本事業の継続的、安定的な実施に配慮し、保全活動支援事業の適正かつ計画的な実施に努めるものとする。

5 要綱第3の3の(1)の「基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画」の作成は、別記様式第1号によるものとする。

6 要綱第3の3の(2)の「基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画の変更」は、別記様式第2号によるものとする。

第3 指導推進

1 要綱第5の「局長が別に定める事業等」とは、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別表3の1の第1の1（6）及び2の第1の1（1）に基づき実施する事業及び方針等に沿って市町村等が必要に応じて講じる棚田等の保全・利活用の支援を目的とした措置（以下「棚田支援措置」という。）とする。

- 2 棚田基金事業の実施については、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領別記3の別表3の1の第1の1（6）及び2の第1の1（1）に基づき実施する事業を実施中あるいは実施済である市町村及び棚田支援措置を講じているあるいは講じようとする市町村において優先的に実施するよう配慮するものとする。

第4 実績の報告

要綱第6の「実績報告書」は、別記様式第3号によるものとする。

第5 保全活動支援事業の様式について

次に掲げる申請書等の参考様式は、別紙のとおりとする。

- 1 保全活動支援事業支援対象組織登録申請書
- 2 保全活動支援事業支援対象組織登録通知書
- 3 保全活動支援事業助成金交付申請書
- 4 保全活動支援事業助成金交付通知書

第6 基金の返還等

都道府県は、棚田基金事業の目的を達成した等の場合、又はその他の理由により棚田基金事業の必要性が認められなくなった場合には、国と協議を行い、基金を廃止し基金残額における国費相当分を国庫に返還するなどの措置を講ずることとする。

また、国は、棚田基金事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」3の（4）アを準用し、使用見込みが低いと判断される場合には、都道府県と協議を行い、当該残額における国費相当分の一部を納付させることがある。

農林水産大臣 殿

都道府県知事名

年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等の計画について

標記について、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱第3の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

別紙のとおり

別紙

1. 基金元本増減計画

(単位：円)

区 分	前年度末までの基金元本	当年度の増額計画	当年度の減額計画	合 計	備 考
合 計					

2. 運用益の支出計画

(単位：円)

当年度運用益見込額			備 考
	基金元本繰入	当年度支出額	

3. 事業実施に係る経費の支出計画

(単位：円)

区 分	前年度予算額	当年度予算額	増減額	算出基礎
合 計				

4. 添付書類

事業主体の当年度収支予算書（ただし、補助金交付申請書の提出年度においては不要）

(注)

- (1) 1の「当年度の増額計画」の欄は、県費による積み増し予定金額あるいは、運用益のうち基金元本に繰り入れる予定の金額を記入。
- (2) 1の「当年度の減額計画」の欄は、基金元本から取り崩して使用する予定の金額を記入。
- (3) 2の「基金元本繰入」の欄は、運用益のうち基金元本繰入予定の金額をプラス表示にて、基金元本取り崩し予定の金額をマイナス表示にて記入。
- (4) 2の「当年度支出額」の欄は、「当年度運用益見込額」を「基金元本繰入」で減じたものを記入。
- (5) 3の「算出基礎」の欄は、事業内容を簡潔に記入。

農林水産大臣 殿

都道府県知事名

年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等の計画の変更について

年 月 日付け第 号で提出した標記計画を下記のとおり変更したので、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱第3の3の(2)の規定に基づき、報告します。

記

別紙のとおり

別紙

1. 変更理由

2. 変更に係る基金元本増減

(単位：円)

区 分	基金元本増額計画		基金元本減額計画		備 考
	旧増額計画額	新增額計画額	旧減額計画額	新減額計画額	
合 計					

3. 変更に係る運用益の収支計画

(単位：円)

運 用 益		基金元本繰入額		当年度支出額		備 考
旧見込額	新見込額	旧計画額	新計画額	旧計画額	新計画額	

4. 変更に係る支出計画

(単位：円)

区 分	旧計画額	新計画額	算出基礎	備 考
合 計				

5. 添付書類

事業主体の当年度収支予算書（変更がある場合に限る。）

(注)

- (1) 2の「基金元本増額計画」の欄は、県費による積み増し予定金額あるいは、運用益のうち基金元本に繰り入れる予定の金額を記入。
- (2) 2の「基金元本減額計画」の欄は、基金元本から取り崩して使用する予定の金額を記入。
- (3) 3の「基金元本繰入額」の欄は、運用益のうち基金元本繰入予定の金額をプラス表示にて、基金元本取り崩し予定の金額をマイナス表示にて記入。
- (4) 3の「当年度支出額」の欄は、「運用益」を「基金元本繰入額」で減じたものを記入。
- (5) 4の「算出基礎」の欄は、事業内容を簡潔に記入。

農林水産大臣 殿

都道府県知事名

年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等に関する実績報告

標記について、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱第6の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

別紙のとおり

別紙

1. 基金元本増減

(単位：円)

区 分	前年度末までの基金元本	当年度の増 額	当年度の減 額	合 計	備 考
合 計					

2. 運用益の支出

(単位：円)

当年度運用益実績額			備 考
	基金元本繰入	当年度支出額	

3. 事業実施に係る経費の支出

(単位：円)

区 分	当年度予算額	当年度実績額	増減額	算出基礎
合 計				

(注)

- (1) 1の「当年度の増額」の欄は、県費による積み増し金額あるいは、運用益のうち基金元本に繰り入れた金額を記入。
- (2) 1の「当年度の減額」の欄は、基金元本から取り崩して使用した金額を記入。
- (3) 2の「基金元本繰入」の欄は、運用益のうち基金元本繰入金額をプラス表示にて、基金元本取り崩し金額をマイナス表示にて記入。
- (4) 2の「当年度支出額」の欄は、「当年度運用益実績額」を「基金元本繰入」で減じたものを記入。
- (5) 3の「算出基礎」の欄は、事業内容を簡潔に記入。